

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 25日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号	
氏名 日本碍子株式会社	
代表取締役 小林 茂	
代理人 住所 愛知県半田市前潟町1番地	
氏名 日本碍子株式会社 知多事業所	
知多事業所長 夏目 欣秀	
電話番号 0569-23-5518	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本碍子株式会社 知多事業所
事業場の所在地	愛知県半田市前潟町1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	令和5年度 製造品出荷額 8,275,157万円
③従業員数	904人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(1)汚泥—再生処理業者に委託して、セメント原料、路盤材として再資源化。 (2)ガラス陶磁器くず—再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。 (3)廃プラスチック—再生処理業者に委託して、熱回収とRPF燃料として再資源化。 (4)廃アルカリ/廃酸—再生処理業者に委託して、中和処理。 (5)廃油—再生処理業者に委託して、燃料として、再資源化。 (6)金属くず—再生処理業者に委託して、金属として、再資源化。 (7)木くず—再生処理業者に委託して、チップとして再資源化。 (8)13号廃棄物—自社最終処分場へ埋立処分。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 産業廃棄物統括者（環境管理責任者兼務） ↓ 産業廃棄物管理責任者及び特別産業廃棄物処理管理責任者 ↓ ・産業廃棄物保管管理者 ・産業廃棄物排出責任者	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度（令和5年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙の通り
	排 出 量 別紙の通り
	(これまでに実施した取組) ・資源化廃プラ、熱回収廃プラ回収のパッカー車化によるフレコンバッグ使用量削減 ・プラスチックドラムの有価売却による複合品削減
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙の通り
	排 出 量 別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) ・製品歩留アップによる汚泥・ガラ陶・金属屑の削減。 ・複合品の分別を強化し有価物化 ・廃プラの有価物化
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している廃棄物の種類：汚泥、ガラス陶磁器屑、資源化廃プラスチック、熱回収廃プラスチック、廃油、廃アルカリ、金属屑、木屑。 ・各部門の廃棄物の責任者に対して、分別教育を実施。 ・廃プラスチックと金属の複合材の分別を実施し、金属の有価化により複合品の削減を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別を更に徹底する廃棄物の種類：廃プラ（複合品） ・廃プラスチックと金属の複合材の分別率をより高め、有価売却可能な金属割合を増やすことによるプラスチック複合品の削減を図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) ・実施無し	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) ・焼却による減量	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) ・焼却による減量の継続	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) ・コンクリート固化による埋立て ・充填率向上に向けた試験の実施	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) ・フレコンバックの形状変更による充填率の向上 ・フレコンバックへの廃棄物充填率の向上	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り
	別紙の通り	
	別紙の通り	
	別紙の通り	
	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) ・優良認定業者への委託割合を増やした。 ・再資源化率100%を目標に掲げ、再生利用業者へ処理を委託した。	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り
	別紙の通り	別紙の通り
	別紙の通り	別紙の通り
	別紙の通り	別紙の通り
	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者への委託割合を確保する。 ・再資源化率100%を継続する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

